

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 7 月 23 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 ジュウカンセツビ 株式会社住環設備  
 住所 大阪府大阪市東淀川区菅原三丁目13番23号  
 代表者氏名 アノヒサト 代表取締役 阿武寿人  
 電話番号 06-6325-1214  
 FAX番号 06-6325-1044  
 メールアドレス [zyuukan1@viola.ocn.ne.jp](mailto:zyuukan1@viola.ocn.ne.jp)

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 6 年 7 月 23 日

届出者

氏名又は名称 株式会社 住環設備  
住 所 大阪府大阪市東淀川区菅原  
三丁目13番23号  
代表者氏名 代表取締役 阿武寿人

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャジュウカンセツビ 株式会社住環設備		
住 所	大阪府大阪市東淀川区菅原3-13-23		
フリガナ 代表者の氏名	ダイヒョウトリシマリヤクアンノヒサト 代表取締役阿武寿人		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
(2) 役員の名前 役員の名前 代表者の名前 役員の名前 役員の名前 役員の名前 役員の名前 役員の名前	取締役 津野 孝文 監査役 野村 喬 代表取締役阿武 宏宣  取締役 河内 眞弓 監査役 河内 梨里	取締役 阿武 寿人  代表取締役阿武 寿人 取締役阿武 宏宣 取締役 阿武 眞弓 監査役 阿武 梨里 取締役 阿武由三子	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 6 年 7 月 23 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 住環設備

住 所 大阪府大阪市東淀川区菅原  
三丁目13番23号

代表者氏名 代表取締役 阿武寿人

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

# 閉鎖事項全部証明書

大阪市東淀川区菅原三丁目13番23号  
株式会社住環設備

本店	大阪市東淀川区淡路四丁目1番2号		
目的	<u>1. 給排水, 給湯, 衛生設備工事の設計並びに施工</u> <u>2. 冷暖房, 空気調和設備工事の設計並びに施工</u> <u>3. 厨房, 浴場設備工事の設計並びに施工</u> <u>4. 汚物浄化槽, 水洗便所設備工事の設計並びに施工</u> <u>5. 消火設備工事の設計並びに施工</u> <u>6. ガス配管設備工事の設計並びに施工</u> <u>7. 建築物, 飲料水, 貯水槽清掃に関する業務</u> <u>8. マンション, ビルの管理業務</u> <u>9. 上記各号に附帯関連する一切の業務</u>		
額面株式1株の金額	金500円		
発行可能株式総数	2万4000株		
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 2万株		
資本金の額	金1000万円		
役員に関する事項	取締役	阿武宏宣	平成10年 6月30日重任
	取締役	阿武宏宣	平成12年 6月30日重任
			平成12年 7月25日登記
	取締役	阿武宏宣	平成14年 6月30日重任
			平成14年 7月25日登記
	取締役	阿武宏宣	平成16年 6月30日重任
			平成16年 7月23日登記
取締役	阿武宏宣	平成18年 6月30日重任	
		平成18年 7月28日登記	
		平成20年 7月31日退任	
		平成21年 7月27日登記	

	<u>取締役</u>	<u>阿 武 由 三 子</u>	平成10年 6月30日重任
	<u>取締役</u>	<u>阿 武 由 三 子</u>	平成12年 6月30日重任
			平成12年 7月25日登記
	<u>取締役</u>	<u>阿 武 由 三 子</u>	平成14年 6月30日重任
			平成14年 7月25日登記
	<u>取締役</u>	<u>阿 武 由 三 子</u>	平成16年 6月30日重任
			平成16年 7月23日登記
	<u>取締役</u>	<u>阿 武 由 三 子</u>	平成18年 6月30日重任
			平成18年 7月28日登記
			平成20年 7月31日退任
			平成21年 7月27日登記
	<u>取締役</u>	<u>寺 川 利 雄</u>	平成10年 6月30日重任
	<u>取締役</u>	<u>寺 川 利 雄</u>	平成12年 6月30日重任
			平成12年 7月25日登記
			平成14年 6月30日退任
		平成14年 7月25日登記	
<u>取締役</u>	<u>津 野 孝 文</u>	平成14年 6月30日就任	
		平成14年 7月25日登記	
<u>取締役</u>	<u>津 野 孝 文</u>	平成16年 6月30日重任	
		平成16年 7月23日登記	
<u>取締役</u>	<u>津 野 孝 文</u>	平成18年 6月30日重任	
		平成18年 7月28日登記	
		平成20年 7月31日退任	
		平成21年 7月27日登記	

	<u>取締役</u>	<u>阿武宏宣</u>	平成21年 6月29日就任
			平成21年 7月27日登記
	<u>取締役</u>	<u>阿武宏宣</u>	平成23年 6月29日重任
			平成23年10月11日登記
	<u>取締役</u>	<u>阿武宏宣</u>	平成25年 7月31日重任
			平成25年 9月 2日登記
	<u>取締役</u>	<u>津野由三子</u>	平成21年 6月29日就任
			平成21年 7月27日登記
	<u>取締役</u>	<u>津野由三子</u>	平成23年 6月29日重任
			平成23年10月11日登記
			平成25年 7月31日退任
			平成25年 9月 2日登記
	<u>取締役</u>	<u>津野孝文</u>	平成21年 6月29日就任
			平成21年 7月27日登記
	<u>取締役</u>	<u>津野孝文</u>	平成23年 6月29日重任
			平成23年10月11日登記
	<u>取締役</u>	<u>津野孝文</u>	平成25年 7月31日重任
			平成25年 9月 2日登記
			平成28年 7月29日退任
			平成28年 9月14日登記
	<u>取締役</u>	<u>阿武由三子</u>	平成25年 7月31日就任
			平成25年 9月 2日登記
	<u>取締役</u>	<u>河内真弓</u>	平成29年 9月 1日就任
			平成29年 9月 6日登記
	大阪府箕面市栗生外院四丁目8番3号 <u>代表取締役</u> <u>阿武宏宣</u>		平成10年 6月30日重任

	大阪府箕面市栗生外院四丁目8番3号 代表取締役 <u>阿武宏宣</u>	平成12年 6月30日重任 ----- 平成12年 7月25日登記
	大阪府箕面市栗生外院四丁目8番3号 代表取締役 <u>阿武宏宣</u>	平成14年 6月30日重任 ----- 平成14年 7月25日登記
	大阪府箕面市栗生外院四丁目8番3号 代表取締役 <u>阿武宏宣</u>	平成16年 6月30日重任 ----- 平成16年 7月23日登記
	大阪府箕面市栗生外院四丁目8番3号 代表取締役 <u>阿武宏宣</u>	平成18年 6月30日重任 ----- 平成18年 7月28日登記
		平成20年 7月31日退任 ----- 平成21年 7月27日登記
	大阪府箕面市栗生外院四丁目8番3号 代表取締役 <u>阿武宏宣</u>	平成21年 6月29日就任 ----- 平成21年 7月27日登記
	大阪府箕面市栗生外院四丁目8番3号 代表取締役 <u>阿武宏宣</u>	平成23年 6月29日重任 ----- 平成23年10月11日登記
	大阪府箕面市栗生外院四丁目8番3号 代表取締役 <u>阿武宏宣</u>	平成25年 7月31日重任 ----- 平成25年 9月 2日登記
	大阪府箕面市栗生外院四丁目8番3号 代表取締役 <u>阿武宏宣</u>	平成28年 7月29日重任 ----- 平成28年 9月14日登記
		平成29年 9月 1日辞任 ----- 平成29年 9月 6日登記
	大阪府箕面市栗生外院二丁目2番17号 代表取締役 <u>阿武寿人</u>	平成29年 9月 1日就任 ----- 平成29年 9月 6日登記
	<u>監査役</u> <u>野村喬</u>	平成11年 6月30日重任 ----- -----
<u>監査役</u> <u>野村喬</u>	平成14年 6月30日重任 ----- 平成14年 7月25日登記	

	<u>監査役</u>	<u>野村喬</u>	平成17年 6月30日重任
			平成17年 9月12日登記
	<u>監査役</u>	<u>野村喬</u>	平成21年 6月29日重任
			平成21年 7月27日登記
	<u>監査役</u>	<u>野村喬</u>	平成25年 7月31日重任
			平成25年 9月 2日登記
			平成28年 7月29日辞任
			平成28年 9月14日登記
	<u>監査役</u>	<u>河内梨里</u>	平成28年 7月29日就任
		平成28年 9月14日登記	



これは登記簿に記録されている閉鎖された事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和 6年 7月23日

大阪法務局北出張所  
登記官

大前篤央





# 履歴事項全部証明書

大阪市東淀川区菅原三丁目13番23号  
株式会社住環設備

会社法人等番号	1200-01-051968	
商号	株式会社住環設備	
本店	大阪市東淀川区淡路四丁目1番2号	
	大阪市東淀川区菅原三丁目13番23号	昭和59年 9月 1日移転
公告をする方法	官報に掲載する	
会社成立の年月日	昭和54年4月10日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 給排水、給湯、衛生設備工事の設計並びに施工</li> <li>2. 冷暖房、空気調和設備工事の設計並びに施工</li> <li>3. 厨房、浴場設備工事の設計並びに施工</li> <li>4. 汚物浄化槽、水洗便所設備工事の設計並びに施工</li> <li>5. 消火設備工事の設計並びに施工</li> <li>6. ガス配管設備工事の設計並びに施工</li> <li>7. 建築物、飲料水、貯水槽清掃に関する業務</li> <li>8. マンション、ビルの管理業務</li> <li>9. 労働者派遣事業法に基づく特定労働者派遣事業</li> <li>10. 上記各号に附帯関連する一切の業務</li> </ol> <p style="text-align: right;">平成21年 6月29日変更      平成21年 7月27日登記</p>	
発行可能株式総数	10万株	平成29年10月24日変更
		平成29年11月14日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 6万株	平成29年11月10日変更
		平成29年11月14日登記
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
資本金の額	金3000万円	平成29年11月10日変更
		平成29年11月14日登記

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するときは、取締役会の承認を受けなければならない。		
役員に関する事項	取締役	阿 武 宏 宣	平成28年 7月29日重任 平成28年 9月14日登記
	取締役	阿 武 由 三 子	平成28年 7月29日重任 平成28年 9月14日登記
	取締役	阿 武 寿 人	平成28年 7月29日就任 平成28年 9月14日登記
	取締役	河 内 眞 弓	平成29年 9月 1日就任 平成29年 9月 6日登記
	取締役	阿 武 眞 弓	令和 1年 5月15日河内眞弓の氏変更 令和 1年 8月26日登記
	大阪府箕面市粟生外院二丁目2番17号 代表取締役	阿 武 寿 人	平成29年 9月 1日就任 平成29年 9月 6日登記
	大阪府箕面市粟生外院3-2-10 代表取締役	阿 武 寿 人	令和 2年 4月27日住所移転 令和 2年 7月 9日登記
	監査役	河 内 梨 里	平成28年 7月29日就任 平成28年 9月14日登記
	監査役	阿 武 梨 里	令和 1年 5月15日河内梨里の氏変更 令和 1年 8月26日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある		平成29年11月14日登記
	支 店	1 大阪府箕面市粟生外院四丁目8番23号	平成30年 4月10日設置
			平成30年 4月13日登記

大阪市東淀川区菅原三丁目13番23号  
株式会社住環設備

取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成12年4月20日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和6年7月17日

大阪法務局北出張所  
登記官

大前篤央



# 定 款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当社は、株式会社住環設備と称する。

### (目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 給排水、給湯、衛生設備工事の設計並びに施工
2. 冷暖房、空気調和設備工事の設計並びに施工
3. 厨房、浴場設備工事の設計並びに施工
4. 汚物浄化槽、水洗便所設備工事の設計並びに施工
5. 消火設備工事の設計並びに施工
6. ガス配管設備工事の設計並びに施工
7. 建築物、飲料水、貯水槽清掃に関する業務
8. マンション、ビルの管理業務
9. 労働者派遣事業法に基づく特定労働者派遣事業
10. 上記各号に附帯関連する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

### (公告方法)

第4条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

### (機関の設置)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、10万株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するときは、取締役会の承認を受けなければならない。

(株券の発行)

第8条 当社の株式については、株券を発行する。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第9条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第10条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名捺印し、共同して請求しなければならない。

2 前項におけるその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が、前項の請求書に第13条に定める届出印を押印できないときは、実印を押印し、印鑑証明書（作成後3か月以内のもの）を提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。

2 前項の請求の場合には、株主が前項の請求書に第13条による届出印を押印するものとする。株主が届出印を押印できないときは、実印を押印し、印鑑証明書（作成後3か月以内のもの）の提出をもってこれに代えることができる。

3 質権の登録又は信託財産の表示の抹消についても前二項に準ずる。

(手数料)

第 12 条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 13 条 当会社の株主及び質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第 14 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

### 第 3 章 株主総会

(株主総会決議事項)

第 15 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

(招 集)

第 16 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第 17 条 株主総会を招集するには、株主総会の日前 1 週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第 18 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会において、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第 19 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当る多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第 20 条 取締役又は株主が株主総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができる者に限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

- 2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 21 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 22 条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

## 第4章 取締役及び取締役会

### (員 数)

第23条 当社の取締役は3名以上とする。

### (選任の方法)

第24条 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の議決権を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

### (任 期)

第25条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

### (代表取締役及び役付取締役)

第26条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。

2 代表取締役のうち1名は取締役社長とし、当社の業務を執行する。

3 取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

4 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。

### (取締役会の招集)

第27条 取締役会は取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集する。

2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の5日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。

3 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

### (決議の方法)

第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。



(取締役会の決議等の省略)

第 29 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

2 取締役又は監査役が取締役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第 363 条第 2 項の規定により報告すべき事項を除く）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(取締役会議事録)

第 30 条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第 31 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(取締役の報酬等)

第 32 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

## 第 5 章 監査役

(監査役の権限の範囲)

第 33 条 当会社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限る。

(員 数)

第 34 条 当会社の監査役は、2 名以内とする。

(選任の方法)

第 35 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第36条 監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第37条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

## 第6章 計算

(事業年度)

第38条 当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第39条 当社は、株主総会の決議によって、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第40条 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

## 第6章 附則

(定款に定めのない事項)

第41条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、現行定款に相違ありません。

令和 6 年 7 月 23 日

大阪市東淀川区菅原三丁目 1 3 番 2 3 号

株式会社 住環設備

代表取締役 阿武寿人

